

運 営 規 程

デイサービスセンター 風の樹

社会福祉法人 一石会

デイサービスセンター風の樹 運営規程

(通所介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一石会が開設するデイサービスセンター 風の樹（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業（通所型サービス）（以下「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業及び指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター 風の樹
- (2) 所在地 東大和市蔵敷3-873-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- (1) 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従事者 生活相談員
 介護職員

看護職員

従事者は、事業及び総合事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所の事業及び総合事業の利用申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。又、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 運転手

運転手は、利用者の送迎を行う。

(5) 事務職員

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、下記のとおりとする。

(1) 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業

サービス提供時間帯 午前9時00分から午後5時00分 40人

(事業及び総合事業の提供方法)

第7条 事業及び総合事業の内容は、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「支援事業者」という。）または利用者本人等が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、サービス計画作成前であっても介護サービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

1 身体介護及び介護予防に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介護

イ. 身体清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。また、予防、利用者の自立支援を目的に体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

ア. レクリエーション

イ. 音楽活動

ウ. 制作活動

エ. 行事的活動

オ．体操

カ．養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

ア．疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ．日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ．自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ．その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(総合事業の内容)

第9条 総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) アクティビティ（介護予防） など

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者との連携等)

第10条 介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2. 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に連絡をするとともに、綿密な連携に努める。

3. 正当な理由なく介護サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して介護サービスの提供が困難と認めた場合

、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第 11 条 通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び介護予防通所介護計画（以下、通所介護計画という）を作成する。

2. 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3. 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 12 条 従事者は、通所サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該事業及び総合事業について、介護保険法第 4 1 条第 6 項又は法第 5 3 条第 5 項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通所サービスの利用料等及び支払いの方法)

第 13 条 通所サービスを提供した場合の利用料の額は、指定通所介護においては厚生労働大臣が定める基準によるものとし、また指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業に関しては当該市区町村が定める要綱によるものとする。当該指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬の 1 割又は 2 割又は 3 割とする。

2. 第 1 4 条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護を提供する場合の利用料、食費、おむつ代、アクティビティサービスに係る諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3. 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4. 利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 14 条 通常の事業の実施地域は、指定通所介護においては東大和市、武蔵村山とする。

2. 指定介護予防・日常生活総合支援事業においては東大和市とする。

3. 指定介護予防・日常生活総合支援事業において、2 に定める地域以外の指定を受ける時には、その指定される地域を通常の事業の実施地域とする。

(契約書の作成)

第 15 条 通所サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 16 条 従事者等は、通所サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 指定通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従事者に周知するとともに、避難訓練等を次のとおり行う。

(1) 防火責任者	管理者
(2) 防災訓練	年 1 2 回
(3) 避難訓練	年 6 回
(4) 通報訓練	年 6 回

2. 事業所は事業継続計画（感染・災害 BCP）を作成し、それに基づいた研修や訓練を年 1 回実施するものとする。また、訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう、日頃からの連携に努める。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 18 条 事業所は通所サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

3. 感染症または食中毒の発生、まん延を防ぐための対策委員会を開催し、職員には研修

と訓練（シミュレーション）を定期的に行うものとする。

4. 感染症または食中毒対策の指針を定め、利用者に感染症が発生した場合は、指針に従って迅速に対応するものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 19 条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（秘密保持）

第 20 条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

（虐待等の禁止）

第 21 条 事業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

ア. 殴る、蹴る等、直接利用者の身体に侵害を与える行為。

イ. 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

ウ. 食事を与えないこと。

エ. 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と思われる休養を与えないこと。

オ. 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

カ. 言葉等による精神的苦痛を与えること。

キ. 性的な嫌がらせをすること。

ク. 当該利用者を無視すること。

2. 虐待の発生・再発の防止の為に担当者を定め、委員会を開催する。また、虐待防止の指針を定め、その指針に基づいた研修や訓練（シミュレーション）を定期的に行うものとする。

（身体拘束等の適正化の推進）

第 22 条 事業者は、利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第 23 条 管理者は、提供した通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2. ハラスメントに関する担当者を定め、ハラスメントの対策に努める。

(損害賠償)

第 24 条 通所サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償をすみやかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

(3) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

(4) この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人一石会とデイサービスセンター 風の樹の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(総合事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第26条 事業者は、総合事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を当該市区町村へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 9 月 24 日 一部改正 (平成 17 年 10 月 1 日から施行する。)

平成 18 年 3 月 23 日 一部改正 (平成 18 年 4 月 1 日から施行する。)

尚、利用定員については、平成 18 年 5 月 1 日より変更施行する。

平成 19 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 19 年 5 月 1 日施行)

平成19年	5月25日	一部改正	(平成19年	7月	1日施行)
平成20年	5月24日	一部改正	(平成20年	8月	1日施行)
平成20年	11月6日	一部改正	(平成20年	8月	1日施行)
平成21年	3月26日	一部改正	(平成21年	4月	1日施行)
平成21年	3月26日	一部改正	(平成21年	4月	1日施行)
平成22年	3月27日	一部改正	(平成22年	4月	1日施行)
平成24年	3月31日	一部改正	(平成24年	4月	1日施行)
平成25年	3月25日	一部改正	(平成25年	4月	1日施行)

平成26年	3月27日	一部改正	(平成26年	4月	1日施行)
平成27年	3月28日	一部改正	(平成27年	4月	1日施行)
平成27年	12月19日	一部改正	(平成28年	1月	1日施行)
平成30年	3月27日	一部改正	(平成30年	4月	1日施行)
2019年	9月24日	一部改正	(2019年	10月	1日施行)
2020年	6月2日	一部改正	(2020年	4月	1日施行)
2021年	3月29日	一部改正	(2021年	4月	1日施行)
2024年	3月26日	一部改正	(2024年	4月	1日施行)